

社 援 発 0331 第 32 号  
保 発 0331 第 39 号  
令 和 5 年 3 月 31 日

各  
都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び  
保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について ( 通知 )

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師  
の登録に関する省令の一部を改正する省令 ( 令和 5 年厚生労働省令第 55 号。以下「改正省  
令」という。 ) については、本日令和 5 年 3 月 31 日付けで別紙のとおり公布され、同年 7  
月 1 日より施行されるところである。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村 ( 特別  
区を含む。 ) 及び関係者に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期  
されたい。

なお、改正省令施行後の運用における留意事項については、後日追って周知する予定で  
ある。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

生活保護法 ( 昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。 ) 第 49 条において、厚生労  
働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その  
他の病院若しくは診療所又は薬局 ( 以下「医療機関等」という。 ) について、この法律に  
よる医療扶助のための医療を担当させる機関を指定することとされている。

都道府県知事が指定する生活保護の指定医療機関 ( 以下「生保指定医療機関」という。 )  
に係る指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届につ  
いては、それぞれ法第 49 条の 2 第 1 項 ( 同条第 4 項により準用する場合に限る。 ) 等  
により都道府県知事に届け出ることとされている。

届出事項等は生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）において定められているところ。その一方で、

- ・ 生保指定医療機関の指定の要件として、医療機関等が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）であることを必要としていること（法第 49 条の 2 第 2 項第 1 号）
- ・ 変更があった場合に届け出なければならない事項（医療機関等の名称、所在地、管理者及び開設者の氏名等）について、保険医療機関等の届出事項と共通していること等の事情がある。

令和 3 年度の「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）では、「都道府県知事等が指定する医療機関の申請（49 条の 2）等については、令和 4 年度中に省令を改正し、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請（健康保険法（大 11 法 70）65 条）等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする。」とされたところ。

これを受け、指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届のそれぞれについて、

- ・ 保険医療機関等に係る届出の際に、同一契機で生保指定医療機関に係る届出を行う場合については、生保指定医療機関に係る届出を保険医療機関等に係る届出と併せて地方厚生（支）局長に提出し、地方厚生（支）局（分室を含む。以下同じ。）を經由して都道府県知事へ届け出ることができることとするとともに、
- ・ 保険医療機関等の届出と生保指定医療機関の届出を併せて地方厚生（支）局長に行う場合の様式の改正その他所要の改正を行う。

## 第 2 改正の内容

### 1 生活保護法施行規則の一部改正

生保指定医療機関の指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届において、届出記載事項を保険医療機関等に係る届出記載事項と統一する。

また、生保指定医療機関の届出について、保険医療機関等に関する届出と同一の契機をもって届け出る場合には、地方厚生（支）局を經由して都道府県知事に届け出ることができることとする。

さらに、都道府県知事は、指定、指定の更新又は指定の取消し若しくは停止を行うために必要があると認めるときは、地方厚生（支）局に対して、管理者及び開設者に関し必要な情報の提供を求めることができることとする。

その他所要の改正を行う。

### 2 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令

(昭和 32 年厚生省令第 13 号) 第 3 条による指定の申請 (指定更新の申請を含む。)、同令第 8 条による保険医療機関等に関する届出又は同令第 10 条による指定の辞退の申出を、管轄する地方厚生 (支) 局長に行う場合について、医療機関等が生保指定医療機関の指定の申請を併せて行う際の様式に係る改正その他所要の改正を行う。

### 第 3 施行期日

改正省令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行するものとする。

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 (同三五)

三三

○令和四年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令 (総務・財務一)

三四

○土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令 (総務・農林水産一)

三四

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (法務・厚生労働二)

三四

○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令 (外務七)

三四

○外務省組織規則の一部を改正する省令 (同八)

三四

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (同九)

三四

○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令 (同一〇)

三四

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令 (財務五)

三五

○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令 (同六)

三五

○子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令 (同七)

三五

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令 (同八)

三五

○財務省組織規則の一部を改正する省令 (同九)

三三

○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則及び財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令 (同一〇)

三三

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令 (同一一)

三三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同一二)

三三

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令 (文部科学一五)

三五

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令 (同一六)

三五

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令 (同一七)

三五

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (同一八)

三五

○学校教育法施行令の一部を改正する省令 (同一九)

三五

○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令 (同二〇)

三五

○視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (文部科学・厚生労働三)

三三

○義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (同四)

三五

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働四六)

三五

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令 (同四七)

三五

○子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (同四八)

三五

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (同四九)

三五

○労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (同五〇)

三五

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令 (同五一)

三五

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令 (同五二)

三五

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令 (同五三)

三五

○医療法施行規則の一部を改正する省令 (同五四)

三五

○生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令 (同五五)

三五

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同五六)

三五

○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令 (同五七)

三五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同五八)

三五

○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 (同五九)

三五

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同六〇)

三五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同六一)

三五

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (同六二)

三五

○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働・農林水産一)

三五

三五

三五

三五

三五

○厚生労働省令第五十五号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条の二及び第八十四条並びに保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十三年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和五年三月三十一日  
 厚生労働大臣 加藤 勝信

生活保護法施行規則の一部改正  
 （生活保護法施行規則の一部改正）  
 第一条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定医療機関の指定の申請）</p> <p>第十条 法第四十九条の二第二項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名</p> <p>三（略）</p> <p>四 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する旨（以下「誓約事項」という。）</p> <p>五（略）</p> <p>2 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるもの（以下「指定訪問看護事業者等」という。）を含む。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等にあつては、当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その開設者の氏名</p> <p>四 指定訪問看護事業者等にあつては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称</p> <p>五 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その管理者の氏名</p> <p>六 指定訪問看護事業者等にあつては、その管理者の氏名、生年月日及び住所</p>	<p>（指定医療機関の指定の申請）</p> <p>第十条 法第四十九条の二第二項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>三（略）</p> <p>四 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（法第四十九条の二第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）</p> <p>五（略）</p> <p>2 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第四項及び第十一条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称（新設）</p> <p>四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所（新設）</p>

（傍線部分は改正部分）

七 (略)  
八 誓約事項  
九 (略)

3 法第四十九条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣による指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

(削る)

4 法第四十九条の三第一項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者(指定訪問看護事業者等を除く)は、第二項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(削る)

5 法第四十九条の三第一項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする指定訪問看護事業者等は、第二項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による申請(第二項の規定による申請のうち指定訪問看護事業者等に係るものを除く)は、同時に健康保険法第六十五条第一項の規定により保険医療機関又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局(地方厚生局又は地方厚生支局に分室がある場合においては当該分室。以下「地方厚生局等」という)を経由して行うことができる。

この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十二年厚生省令第十三号)第三条第二項に規定する申請書により行うものとする。

(指定介護機関の指定の申請等)

第十条の六 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 誓約事項

五 (略)

2 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第六項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地(その事業として居宅介護を行う者(以下「居宅介護事業者」という)にあつては当該申請に係る居宅介護事業(居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下

五 (略)  
六 誓約書  
七 (略)

3 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日  
二 誓約書

4 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者(前項に規定するものを除く)は、第二項各号(第六号を除く)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日  
二 誓約書

(新設)

(新設)

この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十二年厚生省令第十三号)第三条第二項に規定する申請書により行うものとする。

(指定介護機関の指定の申請等)

第十条の六 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 誓約書

五 (略)

2 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第六項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地(その事業として居宅介護を行う者(以下「居宅介護事業者」という)にあつては当該申請に係る居宅介護事業(居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下

「居宅介護事業所」という。)の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。)にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業(居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「居宅介護支援事業所」という。)の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業(介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という。)の所在地、その事業として介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という。)にあつては当該申請に係る介護予防事業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防事業所」という。)の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者(以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地、介護予防・日常生活支援事業者(法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業(介護保険法百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。)の所在地(次条において同じ。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 誓約事項

七 (略)

第十條の八 (指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

第十條の八 法第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下「施術者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 誓約事項

三 (略)

二 (略)

(変更等の届出)

第十四條 法第五十条の二(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十條第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若し

「居宅介護事業所」という。)の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。)にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業(居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「居宅介護支援事業所」という。)の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業(介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という。)の所在地、その事業として介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という。)にあつては当該申請に係る介護予防事業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防事業所」という。)の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者(以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地、介護予防・日常生活支援事業者(法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業(介護保険法百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。)の所在地(次条において同じ。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 誓約書

七 (略)

第十條の八 (指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

第十條の八 法第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下「施術者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 誓約書

三 (略)

二 (略)

(変更等の届出)

第十四條 法第五十条の二(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十條第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若し

くは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第十条第二項各号（第八号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項第一号において「届出事項」という。）とする。

2 (略)

3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第八条第一項又は第二項の規定による届出を行うとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第八条第一項又は第二項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

4 (指定の辞退)

第十五条 (略)

2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第七十九条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第十条第一項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

(情報の提供の求め)

第十六条の二 都道府県知事は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、法第四十九条の指定、法第四十九条の三第一項の指定の更新又は法第五十一条第二項の指定の取消し若しくは効力の停止を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(大都市の特例)

第二十四条 生活保護法施行令第十二条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条（第二項、第四項及び第五項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）、から第十二条まで、第十四条（第三項及び第四項に限る。）、及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

くは診療所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2 (新設)

(新設)

3 (略)

(指定の辞退)

第十五条 (略)

(新設)

(新設)

(大都市の特例)

第二十四条 生活保護法施行令第十二条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条（第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）、から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）、から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。



(中核市の特例)  
**第二十五条** 生活保護法施行令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条（第二項、第四項及び第五項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）、第十二条まで、第十四条第三項及び第四項に限る。及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)  
**第二十五条** 生活保護法施行令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条（第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）、第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）、第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

**第二** (保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)  
**第二条** 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十三年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
	<p>(指定の申請)  <b>第三条</b> (略)</p> <p>2   前項の規定による指定申請書の提出は、同時に生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指定医療機関の指定又は同法第四十九条の第三項の規定に基づく指定の更新を受けようとするときは、様式第一号の三により行うものとする。</p> <p>3   前二項の規定による指定申請書及び書類の提出は、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局(以下「地方厚生局等」という。)の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。</p> <p>(指定の変更の申請)  <b>第六条</b> (略)</p> <p>2   第三条第三項の規定は、前項の指定変更申請書及び書類の提出について準用する。</p> <p>(保険医療機関及び保険薬局に関する届出)  <b>第八条</b> (略)</p> <p>2   (略)</p> <p>3   前二項の場合において、同時に生活保護法第五十条の二の届出を行うときは、前二項の規定による届出に係る書面にその旨を付記しなければならない。</p> <p>4   第一項及び第二項の規定による届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。</p> <p>(指定の辞退の申出)  <b>第十条</b> (略)</p> <p>2   前項の場合において、同時に生活保護法第五十一条第一項(同法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の指定の辞退を行うときは、前項の規定による申出に係る書面にその旨を付記しなければならない。</p> <p>3   第八条第四項の規定は、前項の申出について準用する。</p>	<p>(指定の申請)  <b>第三条</b> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2   前項の規定による指定申請書及び書類の提出は、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局(以下「地方厚生局等」という。)の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。</p> <p>(指定の変更の申請)  <b>第六条</b> (略)</p> <p>2   第三条第二項の規定は、前項の指定変更申請書及び書類の提出について準用する。</p> <p>(保険医療機関及び保険薬局に関する届出)  <b>第八条</b> (略)</p> <p>2   (略)</p> <p>3   前二項の規定による届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。</p> <p>(指定の辞退の申出)  <b>第十条</b> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2   第八条第三項の規定は、前項の申出について準用する。</p>

様式第一号の二の次に次の様式を加える。

(表 面)

※番 号		保 険 医 療 機 関 指 定 申 請 書			
※医療機関(薬局)コード		保 険 医 療 機 関 指 定 申 請 書			
① 病 院 ・ 診 療 所 ・ 薬 局	名 称	生活保護法指定医療機関			
	所 在 地				
② 管 理 者 ・ 管 理 薬 剤 師	氏 名				
	保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 ・ そ の 他	保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 の 登 録 の 記 号 及 び 番 号			
③ 診 療 科 名					
④ 開 設 者 (法 人 の 場 合 は 代 表 者)	医 師 ・ 歯 科 医 師 ・ 保 険 医 ・ 薬 剤 師 ・ 保 険 薬 剤 師 ・ そ の 他	保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 の 登 録 の 記 号 及 び 番 号			
	該 当 す る 法 律 名				
⑤ 健 康 保 険 法 第 65 条 第 3 項 第 1 号、第 3 号 から 第 5 号 ま で の い ず れ か (指 定 欠 格 事 由) に 該 当	有 ・ 無	内 容			
		該 当 年 月 日			
⑥ 医 療 法 第 30 条 の 11 の 規 定 に よ る 勧 告	有 ・ 無	勧 告 年 月 日			
⑦ 指 定 に 係 る 病 床 種 別 ご と の 病 床 数 等	床	(うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、感染症病床 床)			
		(特別の療養環境に係る病床 床(個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))			
⑧ 生 活 保 護 法 の 指 定 医 療 機 関 の 申 請 を 併 せ て 行 う	<input type="checkbox"/>	⑨ 生 活 保 護 法 第 49 条 の 2 第 2 項 第 2 号 から 第 9 号 ま で (指 定 欠 格 事 由) に 該 当 し な い 旨 の 誓 約	<input type="checkbox"/>	⑩ 国 の 開 設 し た 医 療 機 関	<input type="checkbox"/>
	開設者の氏名及び住所				
上記のとおり申請します。					
令和 年 月 日					
地方厚生(支)局長 殿			(法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)		

(裏 面)

## 記入上の注意

1. 標題並びに①、②、④、⑤及び⑥の欄は、該当の文字を○で囲むこと。⑧、⑨及び⑩の欄は、該当する場合、□にチェックをすること。ただし、③の欄については、平成 18 年 10 月 1 日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
2. 開設者が管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。
3. ③の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。
4. ⑤の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。  
健康保険法第 65 条第 3 項第 3 号の場合の該当法律  
健康保険法 ・ 船員保険法 ・ 医師法 ・ 歯科医師法 ・ 保健師助産師看護師法 ・ 医療法 ・ 私立学校教職員共済法  
健康保険法 ・ 船員保険法 ・ 国民健康保険法 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・ 薬剤師法  
地方公務員等共済組合法 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律 ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 ・ 臨床研究法  
同項第 5 号の場合の該当法律  
健康保険法 ・ 船員保険法 ・ 国民健康保険法 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律 ・ 地方公務員等共済組合法 ・ 私立学校教職員共済法  
厚生年金保険法 ・ 国民年金法
5. ⑤及び⑦の欄は、病院又は病床を有する診療所に限り記入すること。
6. ⑦の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づき費用の額を超える金額の支払いを受ける病床をいうものであること。
7. ⑧の生活保護法の指定医療機関の申請は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の指定医療機関の申請も兼ねるものであること。
8. ⑨のうち、生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 3 号の場合の該当法律は以下のとおり。  
児童福祉法 ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 ・ 栄養士法 ・ 医師法 ・ 歯科医師法 ・ 保健師助産師看護師法  
歯科衛生士法 ・ 医療法 ・ 身体障害者福祉法 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・ 社会福祉法 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・ 薬剤師法 ・ 老人福祉法 ・ 理学療法士及び作業療法士法 ・ 柔道整復師法 ・ 社会福祉士及び介護福祉士法 ・ 義肢装具士法 ・ 介護保険法 ・ 精神保健福祉士法 ・ 言語聴覚士法 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ・ 子ども・子育て支援法 ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律  
国家戦略特別区域法 (第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。) ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律  
公認心理師法 ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ・ 臨床研究法
9. ⑩の欄は、申請を行う医療機関が、国の開設した医療機関若しくは法令の規定により国とみなして生活保護法施行規則第 10 条第 1 項及び第 3 項を適用する独立行政法人等が開設した医療機関の場合にもチェックを入れること。

※の欄には、記入しないこと。

備考 この用紙は、A 列 4 番とすること。

## 添 附

この用紙は、平成 25 年 10 月 1 日現在のものである。